

令和5年度(2023年度)第3回宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

- 1 日 時 令和6年(2024年)2月1日(木) 13:30~15:30
- 2 場 所 宗谷合同庁舎4階 大会議室及びオンライン(北海道Web会議システム)
- 3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題 別添「次第」のとおり
- 5 資 料 別添のとおり
- 6 挨拶、出欠報告等

(1) 挨拶

吉良社会福祉課長より開会の挨拶を行った。

(2) 出欠報告

富樫委員、内田委員、千葉委員、小島委員、鈴木委員の欠席及び本日小倉委員から欠席の連絡があったことを報告した。

7 議事

(1) 協議事項

- ① 協議事項の(1) 令和5年度における地域課題解決に向けた取組の進捗状況について、事務局より説明を行った。(資料1)

(原田推進員)

はい、ただ今の進捗状況の報告ですけれども、(2)のPR動画については次の協議事項でお話ししますけれども、それ以外で何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

(質問等なし)

(原田推進員)

よろしいでしょうか。それでは次、(2)のPR動画作成について、事務局、お願いします。

- ② 協議事項の(2) 就労継続支援事業所のPR動画等作成について、事務局より説明を行った。(資料2)

(及川主査)

11月に事業所へ意向調査のアンケートをとり、7事業所から参加する意向の回答をいただいた。うち6事業所は動画で参加、1事業所は写真のみの参加。4事業所は当該事業所職員で撮影できるとのことから、事業所へ撮影を依頼することとする。2事業所は委員会事務局・振興局職員による撮影を希望することから、今後打合せの上、撮影に伺う。写真のみでの参加を希望する1事業所については写真の提供を依頼する。

年度内の完成は難しいが、6月までには形にしたい。

〈原田推進員〉

はい、ただ今の報告に関して、何かございますでしょうか。参加する具体的な事業所の名前は、(委員の) 皆さんに知ってもらってよろしいですね。

〈吉良課長〉

よろしいです。最終的にできあがったものは(公表しますので) どの事業所(が参加する) か分かります。

〈原田推進員〉

それでは私の方から言っていていいですか。9事業所のうちの7事業所が参加ということで、2事業所はちょっと参加しないというふうになったと。で、参加OKということで、自分たちで撮影をしますというのが、「サポート末広」さん、(緑ヶ丘) 学園さんの(開設している事業所) ですね、それと南宗谷ひだまりの会の「ワークセンター南宗谷ひだまり」。それから、幌延の「安心生産農園」、それから、稚内の「ノース工房」さん、この4つが自分たちで撮影しますというところ。あと、振興局の方で撮影をお願いしますと言っているところが、稚内市にある「北光園」さん、それから「第一木馬館」さんですね。この6つが動画撮影OKというところ。あと写真のみというのが南宗谷福祉会の多機能型事業所D0さん、この7事業所が今回のPR動画に参加していただけるということで報告を受けているというところですよ。大体6月くらいには完成というところで、今のところはキタカラさんをお願いしてそこで流すような、イメージとしてはそのような感じですよ。

〈吉良課長〉

そうです。

〈原田推進員〉

これから協力をお願いするということですね。これに関わって、ご意見等ございますでしょうか。

〈委員〉

(質問等なし)

〈原田推進員〉

よろしいですか。ではこういう形で進めていくということで、はい、ありがとうございます。それでは、次ですけれども、その他について、事務局をお願いします。

(2) その他

〈及川主査〉

前回の委員会でご意見のあったことについてご説明をさせていただきたいと思います。一つ目は地域相談員についてです。資料3として「地域相談員設置要綱」をつけさせていただきました。

地域相談員は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」、略して「北海道障がい者条例」の、

施行規則に基づきまして、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の協議等の円滑な遂行のため、また、虐待や差別等に関する事案や地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行っていただく方として、知事が委嘱するものです。

地域相談員設置要綱の「2 委嘱」の(1)で、“規則第15条第2項第1号から第3号までに規定する者を地域相談員として委嘱する”とありまして、1号というのが身体障害者福祉法にもとづいて市町村が委託する身体障害者相談員、2号が知的障害者福祉法にもとづいて市町村が委託する知的障害者相談員、3号がその他障がい者の権利擁護等に関し優れた見識を有する者となっております。基本的には、この1号と2号に該当する、市町村の身体障害者相談員と知的障害者相談員に委嘱しています。宗谷管内では全部で20名おります。

設置要綱の3にありますとおり、業務としては、

- ・障がい者に対する虐待、差別等の不利益な取扱いや、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに関係機関に情報提供すること、
- ・虐待に関する事案、障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案、その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案について地域づくり委員会に報告をしていただくこととしております。

近年の状況としては、地域づくり委員会への報告案件というのはないのですが、住民からの相談自体はある程度あるということで、委嘱している相談員の方々が、地域の障害者団体の役員ですとか、民生委員と兼務している方など、地域で顔の広い方々にやっていただいているということで、ホームページなどで連絡先を公表してはいたないのですが、身近な相談窓口のひとつとしての役割を担っていただいております。

以上、地域相談員について説明させていただきました。

2つ目に、地域づくり委員会に協議等の申し立てがあった場合の手続きについてです。資料4-1から4-3になります。

資料4-1は「北海道障がい者条例の概要」のリーフレットになります。裏面に地域づくり委員会について記載されています。

地域づくり推進員を主宰として、「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」がありまして、協議する事案に応じて専門家などを参考人として加えます。

ざっくりした流れの図式ですが、左側の流れでは、申し立てに対して、まず調査を行います。調査結果を受けて地域づくり委員会で協議を行い、全ての委員が賛成した場合は、その暮らしづらさの原因となる者に対して指導を行います。指導の結果、改善が認められない場合は知事に勧告を求めます。知事による勧告の結果、改善が図られない場合は、勧告内容の公表が行われます。

右側の流れでは、地域で解決ができない事項、圏域を越えた広域的な見地からの検討が必要な課題等について、「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」に審議を求めることができます。

資料4-2は地域づくり委員会についてのリーフレットになります。裏面ですが、下の部分では市町村で地域自立支援協議会を組織して、地域相談員からの情報提供を受けたり、地域づくりコーディネーターの支援を受けて、相談支援を行います。

中段部分に、圏域ごとの障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会がありまして、市町村と連携しつつ、申し立てがあった場合は調査・指導・知事勧告という手段を講じると。地域で解決できない事項については、上段の北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる、といった図式になります。

2枚目には「地域づくり委員会の手続き」ということで、協議の申し立て、調査、協議・あっせん、指導、指導によっても改善が図られない場合には知事による改善勧告、公表という流れが記載されています。

資料4-3が詳細な手続きの流れになります。左側は、市町村からの情報提供や地域づくり推進員が認めた地域課題に対する協議の流れです。

真ん中が当事者等からの申し立てがあった場合の流れで、すぐ下に「特定事案」とありますが、虐待事案ですとか、重大な権利侵害や著しい暮らしづらさの事案で、被害を受けている障がい者とその事案の原因となる者が特定されているものを「特定事案」といまして、協議・あっせんの対象となります。特定事案といえないもの場合は、地域課題等として左側の流れになっていきます。

右側に「通報等（申立人なし）」というのがありますが、虐待や権利侵害などの通報があつて、ただ、申立書を提出する人がいないという場合に、市町村に事実確認をしてもらつて、市町村から申立書を提出してもらつてということがあります。

特定事案として受理をした場合は、フロー図の「特定事案」とあるところの下、事実についての調査を行い、解決策について協議、あっせんにより解決、あるいは委員全員の賛成により、原因となった者への指導、虐待や重大な権利侵害の事案で指導によっても改善が図られない場合は知事による勧告を求めるという流れになります。

以上、地域づくり委員会の協議・あっせん等の手続きについて説明させていただきました。

〈原田推進員〉

はい、只今事務局から説明のありました部分ですけれども、前回（の委員会で）、申し立てがあった場合の流れを確認したいという話が出て、それについて、回答を報告いただいているところなんですけれども、この部分でどうでしょう、ご意見等。

〈菅原委員〉

資料4-2の裏面の「1 北海道障がい者条例に基づく各委員会等」の、大きく2つ（「北海道」と「市町村」）に分かれている、下の（「市町村」の）部分は、資料4-3のフロー図の中のどこに該当するのですか。

〈原田推進員〉

事務局、お願いします。

〈及川主査〉

住民から地域相談員に相談があり、重大な案件ということで地域相談員から直接地域づくり委員会に報告が上がって、これが特定事案であれば、住民の方に申立書を提出していただくことになる。また、地域相談員から市町村に情報提供をして、市町村の地域自立支援協議会で取り扱われた後、市町村の中で解決できず、地域づくり委員会で協議が必要ということになれば、ご本人から申立書を地域づくり委員会に提出していただく、ということになる。あるいは、そういった特定案件ではないけれども、地域の課題として協議が必要ということで、情報提供があれば、(フロー図の)一番左側の市町村から依頼があった場合の流れになっていくと思います。

〈菅原委員〉

それではこのフロー図の中の、まる何番のどこにあたるのでしょうか。

〈古川委員〉

①の、こことここ(左側と真ん中)

〈原田推進員〉

一番上の部分

〈菅原委員〉

①、②、③とあるうちの？

〈古川委員〉

①になる。

〈池田委員〉

このフロー図は「地域づくり委員会における協議又はあっせん等の手続き」のフロー図になるので、今お示しいただいた(資料4-2の裏面)1(「北海道障がい者条例に基づく各委員会等」)の委員会の図の中の右の、「調査」→「指導」→「知事の勧告」とある部分、ここを更に詳しくしているのがこのフロー図なのかなと思うんですよね。なので、今質問いただいたこの下の部分がこのフロー図のどこに該当するかというと、多分この①のところか、①の枠外のそれ以外の部分から情報があると①の手続きに入るところになると思うので、多分この図(資料4-2の裏面)との関連でいくと、ここ(「調査」→「指導」→「知事の勧告」とある部分)を詳しくしたものが、これ(資料4-3)かなというふうに、僕は読んでいたんですけども、そのような理解でお間違いないですかね。

〈及川主査〉

はい、そうですね。

〈菅原委員〉

左側の①のところを詳しく描いたのが、この図というふうに考えてもいいのか。

〈原田推進員〉

この図の、今、菅原委員から言われた部分ですね。

〈菅原委員〉

資料4-2の裏面の下の部分。分かりました。

〈原田推進員〉

ありがとうございます。他にございますでしょうか。大体よろしいですか。あればまた後ほどでも、事務局の方に連絡をお願いします。

こちらからの議題については終わったので、その他というところで委員さんから何かございませんでしょうか。あればお願いいたします。それでは、これで終わりたいと思いますが、一応任期が3月までという形となりますので、この後についてはまた事務局の方から直接お話をしていくという形になりますでしょうか、というところで、これで終わりたいと思います、それでは2年間本当にお疲れ様でした。事務局の方からお願いします。

〈及川主査〉

それではこれもちまして「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」令和5年度第3回の委員会を閉会いたします。本日はお忙しい中、天気の良い中ご出席いただきましてありがとうございました。

(閉会)